

# 令和6年度 東広島働く人の健康づくりプロジェクト 健康づくり推進事業所認定制度 実施要領

東広島市健康福祉部  
医療保健課  
令和6年4月1日

## 1 事業名

東広島働く人の健康づくりプロジェクト 健康づくり推進事業所認定制度  
(以下、「認定制度」という。)

## 2 目的

青壮年期は、仕事や子育てなどが中心の生活であり、自己の健康管理がおろそかになりやすいという特徴がある。また、市民アンケート調査からも、食生活や運動、歯と口のケアなど、生活習慣に多くの課題が見られている。

青壮年期の健康意識向上は、ワークアンドライフバランスによる幸福感向上や、次の高齢期の生活機能の維持や疾病予防の点からも重要であり、個人の取組みとともに、働く職場である事業所の健康経営が不可欠と考えられる。

以上のことから認定制度を実施し、事業所による健康経営の推進と青壮年期の健康づくりを支援する。

## 3 事業内容

(1)「東広島働く人の健康づくりプロジェクト認定事業所（以下、「認定事業所」という。）」  
の認定

### ア 対象

市内に住所を有し、市税（本市が賦課徴収するものに限る）、消費税及び地方交付税、所得税または法人税の未納がない事業所。

※事業所とは、市内に営業所、事業所、事務所等を有する企業、公益法人、NPO法人及び個人事業主。

### イ 方法

#### (ア) 参加登録

- ・事業所は、医療保健課に登録申請書を提出し、参加登録（エントリー）をする。  
(様式第1号 東広島働く人の健康づくりプロジェクト 健康づくり推進事業所認定制度登録申請書)
- ・エントリーした事業所を、「エントリー事業所」という。
- ・エントリーは、無期限有効とする。
- ・エントリーは、随時受け付ける

#### (イ) 実施

「健康づくりポイント（通称：わくまるポイント）（別紙参照）」を参考に、合計500ポイント以上を目指して健康づくりに取り組む。

- ・取組み期間：令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで。

#### (ウ) 報告書の提出

(様式第2号 健康づくり推進事業所認定制度 取組報告書)

- ・提出期間：令和7年1月6日（月）から2月28日（金）まで

(エ) 審査及び認定

- ・市が報告内容の審査を行い、「認定事業所」を決定する。
- ・審査期間：令和7年3月3日（月）から3月31日（月）。

(オ) 「認定証」と「認定マーク」授与

認定期間中は名刺・チラシ等の印刷などに活用できる

- ・認定日：令和7年4月1日
- ・認定期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

(カ) その他

- ・エントリーを取り消す場合は、取消届出書を提出する  
（様式第6号 東広島働く人の健康づくりプロジェクト 健康づくり推進事業所認定制度取消申請書）

ウ 公表

- ・市ホームページ等で「認定事業所」一覧と取組内容等を公表する。

(2) 「東広島働く人の健康づくりプロジェクト優良認定事業所（以下、「優良認定事業所」という。）」の認定

ア 対象

3年連続「認定事業所」に認定された事業所

イ 内容

- ・優良認定事業所表彰式の実施（市長表彰）

ウ 公表

- ・市ホームページ等で「優良認定事業所」と取組内容等を公表する。  
ただし、「優良認定事業所」の認定後、「認定事業所」の基準を満たさない年度は、「優良認定事業所」として公表しない。

(3) エントリー事業所への健康づくり支援

ア 対象

エントリー事業所

イ 内容

- ・「職場で健康講座」の実施（年2回まで）
- ・健康づくり情報や資料の提供
- ・健康課題への相談支援

5 根拠法令等

- ・第3次東広島市健康増進計画

Ⅱ健康意識の向上・病気の予防と重症化予防 テーマ3 働く人の健康づくり

- ・第2次東広島市自殺（自死）対策計画

Ⅱ相談・支援につながる体制づくり

- ②ライフステージに応じた支援（エ 勤労者・経営者への支援）